

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

測量計画機関である三郷インター南部南土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷インター南部南土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

三郷市花和田、谷口の各一部

四 作業期間

令和元年七月一日から令和二年三月三十一日まで